

放送大学学園評価委員会規程

平成17年6月17日
放送大学学園規程第8号

改正 平成19年3月30日、平成21年3月30日

(趣旨)

第1条 放送大学学園の業務の活性化及び効率化並びに役員の業績に応じた退職手当額の決定に資するため、放送大学学園評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 放送大学学園の業務実績に関すること。
- 二 放送大学学園役員の退職手当の業績勘案率の決定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、外部有識者のうちから理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、理事長の求めに応じて委員会を招集する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議の成立等)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 前項の場合において、委員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総合戦略企画室において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成17年6月17日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。